

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

市町村名	勝山市
所属名	健康福祉部健康長寿課
担当者名	天立、宇都宮

※作成にあたっては、「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」P38～47を参考にしてください。

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

第7期介護保険事業計画に記載の内容				H30年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援、介護予防、重度化防止	<ul style="list-style-type: none"> 勝山市の介護認定申請の原因疾患は、認知症、骨折・骨関節変形、脳血管疾患が全体の70%。 高齢期を元気に過ごすためには、生活習慣病予防に加え、加齢に伴う心身機能の低下の予防が大切。 	○フレイル予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> フレイル予防に関する普及啓発(H30) (R1) (R2) 25回 30回 40回 リハ職等と連携したフレイル予防事業の実施 (R1) (R2) 1地区 2地区 	<ul style="list-style-type: none"> フレイル予防に関する普及啓発 24回 	◎	<ul style="list-style-type: none"> さらに、地域において、フレイル予防について普及啓発していく。 R1年度より、リハ職と連携してフレイル予防事業を実施していく。
①自立支援、介護予防、重度化防止	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化率34%。高齢になっても活動的なライフスタイルを実践したいとする方も増えている。 ボランティア活動をすることで、高齢者自身の介護予防と生きがいづくりにつながっている。 	○高齢者のボランティア活動を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 地域いきいきボランティアポイント事業 登録者数 年間5人増加 地域いきいきサポーター養成講座 開催数 年1回、新規養成者数 年10人増加 	<ul style="list-style-type: none"> 地域いきいきボランティアポイント事業 登録者数 9人増加(ポイント還元者数105人) 地域いきいきサポーター養成講座 1回 新規養成者10人(地域いきいきサポーター スキルアップ講座 1回 26人) 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 65歳を対象にボランティア活動の案内を行っていたが、まだ動いている人が多い年代であることから、対象を70歳とし、周知、案内する。 過去のボランティア養成者も含め、講座受講後に、地域のボランティア活動に取り組む人が少ないため、講座の内容やボランティア活動へつなげるための体制を検討する。
①自立支援、介護予防、重度化防止	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防のための地域ケア会議をH29年度から開始している。 自立に資するケアマネジメントのために、会議を定例化し、事例を積み重ねることで、ケアマネジャーやサービス事業所のスキルアップを図る。また、事例から地域課題を抽出し、資源開発や政策形成につなげていくことが必要。 	○地域ケア会議の推進	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防のための地域ケア個別会議の実施 年6回 事例の振り返り、事例検討後の課題についての話し合いと地域課題の抽出 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防のための地域ケア個別会議の実施 6回 地域ケア個別会議参加者にアンケート実施。 助言者等と会議の振り返りを行い、課題等について話し合う。2回 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア個別会議で事例の積み重ねにより、ケアマネジャー、サービス事業所ともに、自立支援についての意識が高まってきた。 しかし、ケアプランやサービス内容に活かすところまでは出ていない。具体的なアセスメントや支援内容が変化するように、会議を積み重ねていく。 今後、事例を積み重ねつつ、地域課題をまとめていき、必要なサービス等についても検討していく。

第7期介護保険事業計画に記載の内容				H30年度(年度末実績)		
<p>②介護給付等費用の適正化</p>	<p>・認定調査員により、調査結果にばらつきがみられる。 ・平成29年度から居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移譲された。</p>	<p>○認定調査の平準化 ○サービス事業所への指導</p>	<p>・認定調査員研修の実施 年2回 ・実地指導の実施 居宅介護支援事業所 年2事業所 地域密着型サービス事業所 年2事業所</p>	<p>・認定調査員研修 2回 ・実地指導 居宅介護支援事業所 2事業所 地域密着型サービス事業所 3事業所</p>	<p>◎</p>	<p>・初任者研修及び現任者研修を実施。継続することで認定調査の平準化を図る。 ・実地指導のなかで、不適切な事例が散見された。指定期間内に1回以上実地指導を実施していく。</p>